

福岡市立福岡女子高等学校海外語学研修補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、福岡市立福岡女子高等学校（以下「福岡女子高等学校」という。）が実施する教科課程で定める海外語学研修の費用の補助について定めることにより、福岡女子高等学校における語学教育及び国際教育の充実を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第2条 市長は、生徒の保護者（第5号にあつては、生徒を含む）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、海外語学研修の費用に係る旅費の一部について、補助金を交付することができる。

- (1) 生活保護法の規定による要保護者である場合
- (2) 市町村民税の均等割のみ納めている場合又は市町村民税を納めることを要しない場合
- (3) 国民年金の保険料の納付を全額免除されている場合
- (4) 児童扶養手当の支給を受けている場合
- (5) 生活福祉資金の貸付を受けている場合
- (6) 市町村教育委員会から就学援助を受けている場合
- (7) 市町村民税額の所得割額の合計が、福岡市の就学援助制度に定める基準以下である場合
ただし、同制度に定める認定基準に係る子の対象年齢は、満18歳以下とする。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することについて相当の理由があると市長が認める場合

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、生徒1人当たり50,000円以内とする。

(申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする生徒は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 生徒の保護者又は生徒が第2条に定める要件に該当することを証する書類
- (2) 生徒の世帯全員の住民票の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生徒の保護者又は生徒が第2条に定める要件に該当することを証するために市長が必要と認める書類

(決定)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書（様式第2号）により当該生徒に通知するものとする。

(取消等)

第6条 市長は、補助金の交付の決定を受けた生徒が、次の各号に該当する場合には、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 海外語学研修を欠席したとき
- (2) 生徒の保護者又は生徒が第2条に定める要件に該当しなくなったとき
- (3) 偽りの申請その他不正の行為により交付の決定を受けたとき

2 市長は、天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により、海外語学研修が実施できなくなった場合には、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年10月23日から施行する。

(実施期間)

- 2 この要綱は、平成28年3月31日をもって廃止する。

(様式第1号)

平成 年度福岡市立福岡女子高等学校海外語学研修補助金交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

(申請者)

住 所	〒 -
生徒氏名	国際教養科2年5組 ⑩
保護者氏名	⑩

福岡市立福岡女子高等学校海外語学研修補助金交付要綱第4条の規定に基づき、必要書類を添付のうえ、下記のとおり福岡市立福岡女子高等学校海外語学研修補助金の交付を申請します。

記

研修先	
研修日程	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

(様式第2号)

福岡市立福岡女子高等学校海外語学研修補助金交付決定通知書

教福女高第 号

平成 年 月 日

様

福岡市長 高島 宗一郎

(教育委員会福岡女子高等学校)

平成 年 月 日付をもって申請のあった福岡市立福岡女子高等学校海外語学研修補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助事業名 福岡市立福岡女子高等学校海外語学研修

2 補助決定金額 _____ 円

3 補助金交付予定時期 平成 年 月

4 補助条件

- (1) 海外語学研修を欠席する場合はすみやかに申し出ること。
- (2) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知書の受領の日から30日以内とする。
- (3) 福岡市補助金交付規則及び福岡市立福岡女子高等学校海外語学研修補助金交付要綱の定めを遵守すること。